

1 土 地

1 沿 革

(1) 若狭国と越前国の成り立ち

本県は、昔の若狭国および越前国の二国からなっている。若狭は古くからの地名であるが、『日本書紀』をみるとその国名としての初見は、天武天皇 4 年（675）である。そこでは大倭・河内・摂津をはじめ若狭・伊勢など 13 か国に歌の上手な男女らを貢上せよとの勅が出されている。

一方、越前については、皇極天皇元年（642）に近江とならんで「越」の名がみえ、また斉明天皇 4 年（658）には、越国守阿倍引田臣比羅夫（こしのかみあべのひきだのおみひらふ）が登場する。当時、まだ越前国は成立しておらず、のちに分割される越中（富山県）・越後（新潟県）諸国を含めて越国と呼んでいたのである。持統天皇 6 年（692）になると、「越前国司、白蛾（しろきひひる）を献れり」と越前国の名が現われ、越後は文武天皇元年（697）、越中は大宝 2 年（702）にそれぞれ初めてみえる。したがって、692 年までには越前は成立し、ほかの二国もほぼ同じころに成立したとみてよい。

さらにこの越前国から、まず養老 2 年（718）羽咋・能登・鳳至・珠洲の 4 郡を割いて能登国が分立し、このうち一時越中国に併合されるが、天平宝字元年（757）に再び独立している。その後、弘仁 14 年（823）に、江沼・加賀 2 郡を割いて加賀国が置かれた。

(2) 郡の分立

加賀国の成立時には、越前国は坂井、足羽、大野、丹生、敦賀の 5 郡であったが、同じ年に丹生郡のなかの九郷一駅を割いて今立郡が置かれ、若狭国では天長 2 年（825）に遠敷郡から分かれて大飯郡が置かれた。この後、平安末期から江戸初期にかけて、越前では郡の分合がしばしば行われたが、それを正確に跡づけることは困難である。現在判明しているところによれば、坂井郡は平安末期には坂北郡、坂南郡に分離され、足羽郡は鎌倉期に九頭竜川沿いの地域を吉田郡として分立したのち、北陸道を境に東側を足羽南郡、西側を足羽北郡と称した。また、嘉応元年頃までに丹生郡と敦賀郡の一部が割かれて南仲条郡が置かれ、丹生郡は丹生北郡と改称する。今立郡は平安末期に南北に分かれたのち、さらにそれぞれ東西に分かれ、今北東郡、今北西郡、今南東郡、今南西郡が存在したと推定される。

近世初期には、坂井北、坂井南、吉田、大野、足羽北、足羽南、丹生北、今南東、今北東、今南西、南仲条、敦賀の 12 郡となっており、これが寛文 4 年には坂井北、坂井南を合併して坂井が、足羽北、足羽南を合併して足羽が、今南東、今北東、今南西を合併して今立が置かれ、また丹生北が丹生に、南仲条が南条に改称された結果、坂井、吉田、足羽、大野、丹生、今立、南条、敦賀の 8 郡に編成され近代に至った。

(3) 越前・若狭の支配者

中世の初期、越前若狭で勢力を持っていた土着の武士たちが 14 世紀末までには没落し、越前では斯波氏の、若狭では一色氏、ついで武田氏の守護支配が強化され、越前では 15 世紀のなかばには守護支配の主導権をめぐる戦闘のなかから朝倉氏が勢力を拡大していった。文明 3 年（1471）に坂井郡吉崎に下った蓮如は力をつけてきた村落民や商工業者のもつ宗教的な力を引き出すことに成功し、やがて戦国大名として勢力をつけた朝倉氏と対立するようになった。この一向宗門徒たちは朝倉氏の滅亡後に越前一向一揆として蜂起し、一時は嶺北地域を支配下に置いたが、これも信長に滅ぼされる。

信長は重臣柴田勝家、丹羽長秀をそれぞれ越前・若狭に配置したが、その後、豊臣時代には、わずかの間に領主がめまぐるしく代わり、関ヶ原の戦いのあと、越前は徳川家康の次男結城秀康が、若狭は大津城で奮戦した京極高次が支配するところとなった。

若狭では、寛永 11 年（1634）、京極氏に代わって幕府老中の酒井忠勝が領主となり、その後、酒井氏が幕末まで領有した。一方、越前では、秀康の跡を継いだ松平忠直が不行跡を理由に豊後に配流され、さらに貞享 3 年（1686）に福井藩の領知が半減された。そして、削減された地に丸岡藩・大野藩・勝山藩・鯖江藩などが成立し、18 世紀のもっとも多いときには、幕府領をふくめて領主の数は 16 人にもものぼった。

幕末期、小浜藩主酒井忠義は京都所司代、前福井藩主松平慶永（春嶽）は政事総裁職に就くなど、幕政に深く関与し、また元小浜藩士である梅田雲浜や福井藩士橋本左内らが幕末の政局に大きな影響を与えたが、開国の影響が徐々に越前・若狭にもおよび、物価騰貴は著しく、民衆の生活を圧迫するなど、世情が激動の様相をみせるなか、明治維新を迎えた。

（４）福井県の成立

明治 4 年（1871）の廃藩置県により福井県域には、前年 12 月に旧幕府領を中心に成立した本保県と合わせて 10 の県が成立するが、このうち郡上、西尾、加知山の各県は福井県域外に県庁のある飛地であった。各県の管轄地は藩が県に改められただけであり、とくに、越前の八郡では複雑に交錯した封建支配の状況そのままであったが、これと対照的に、若狭三郡（三方・遠敷・大飯郡）はすべて小浜県の管轄地であった。この後、福井県域では同年 11 月に従来諸県が廃され、若狭国三郡および越前国今立、南条、敦賀の三郡をもって敦賀県が、越前国足羽、吉田、丹生、坂井、大野の五郡をもって福井県が置かれた。同時に岐阜、額田、木更津の諸県により越前国内にあった旧郡上、西尾、加知山県の管轄地がそれぞれ敦賀、福井両県に引き渡され、福井県域ははじめて地域的まとまりをもった二つの県に整理された。同年 12 月福井県を足羽県と改称した。明治 6 年 1 月、足羽県を廃し敦賀県に併合して越前若狭を初めて 1 行政区に統合した。しかるに明治 9 年 8 月敦賀県が廃され、嶺北 7 郡は石川県に、嶺南 4 郡は滋賀県に分属させられた。明治 14 年 2 月ようやく旧に復し、越前・若狭の地をもって福井県を建て、現在に至っている。

福井県の境域については、白山の山頂および山麓牛首郷は古来越前国大野郡に属していたが藩政時代からその所属について加賀との間に紛争があり、廃藩置県の際仮に福井県に所属させ政府の裁定により明治 5 年 11 月石川県所属に決定した。また大野郡石徹白村は大字三面、小谷堂を除き、昭和 33 年 10 月岐阜県白鳥町に越県合併した。

明治 7 年 6 月現在で県下には 1,658 村 238 町 87 浦 21 分郷があった。それが明治 22 年 4 月市制、町村制施行により、1 市 9 町 168 村に統合された。戦後には昭和 30 年頃の昭和の大合併そして平成の大合併などにより、平成 18 年 3 月 31 日現在 9 市 8 町になっている。

（『図説福井県史』『角川地名大辞典』による）

2 位 置

本県は本州日本海側のほぼ中央にあり、総面積は 4,189.28 km² で、北は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西方は日本海に面している。（平成 19 年 10 月 1 日現在）

極 東	大野市油坂峠東南 1,550m	東経 136 度 49 分 56 秒
極 西	大飯郡高浜町鎌倉西北 500m	東経 135 度 26 分 58 秒
極 北	あわら市北潟砂丘北端（見当山北 750m）	北緯 36 度 17 分 44 秒
極 南	大飯郡おおい町名田庄染ヶ谷東南 2,000m	北緯 35 度 20 分 36 秒
県庁所在地	福井市大手 3 丁目 17 番 1 号	北緯 36 度 03 分 55 秒 東経 136 度 13 分 19 秒

3 地 勢

本県は、敦賀東方の木の芽山嶺を境として、嶺北地区と嶺南地区に分かれる。

嶺北地区には、岐阜県境方面に広くつらなる越美山地、石川県境にそばたつ白山火山地とそれに続く加越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の各山地が配列している。このうち、白山火山地がもっとも高峻で、1,600mから2,000mの火山岳がならび、谷も深く、冬の季節風をうけて、もっとも多く雪を降らせる。越美山地は、古世代、中世代の古い生成で、かなり削磨されて1,000m余りの低高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古いが、その他は第三紀の新しい山地である。

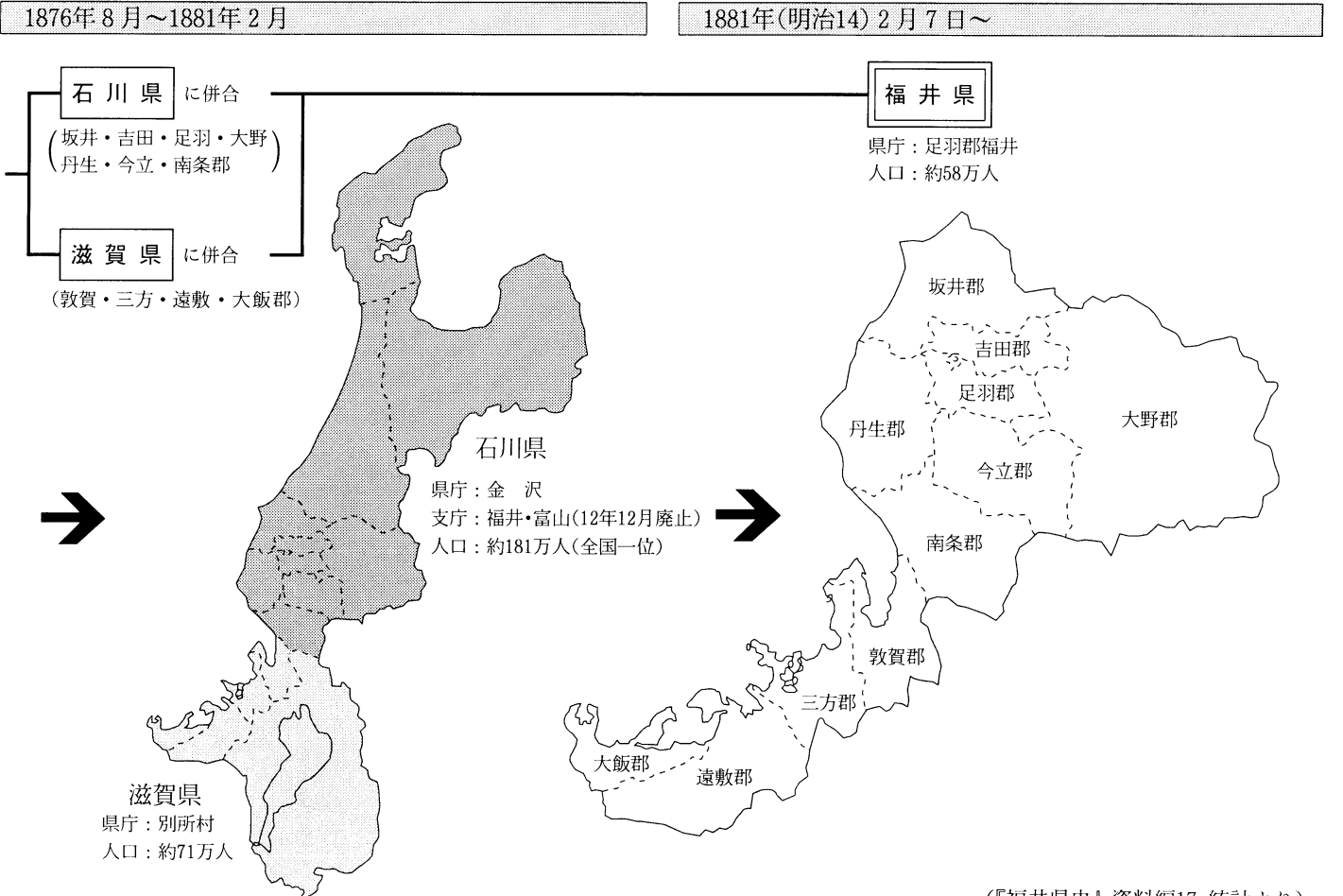
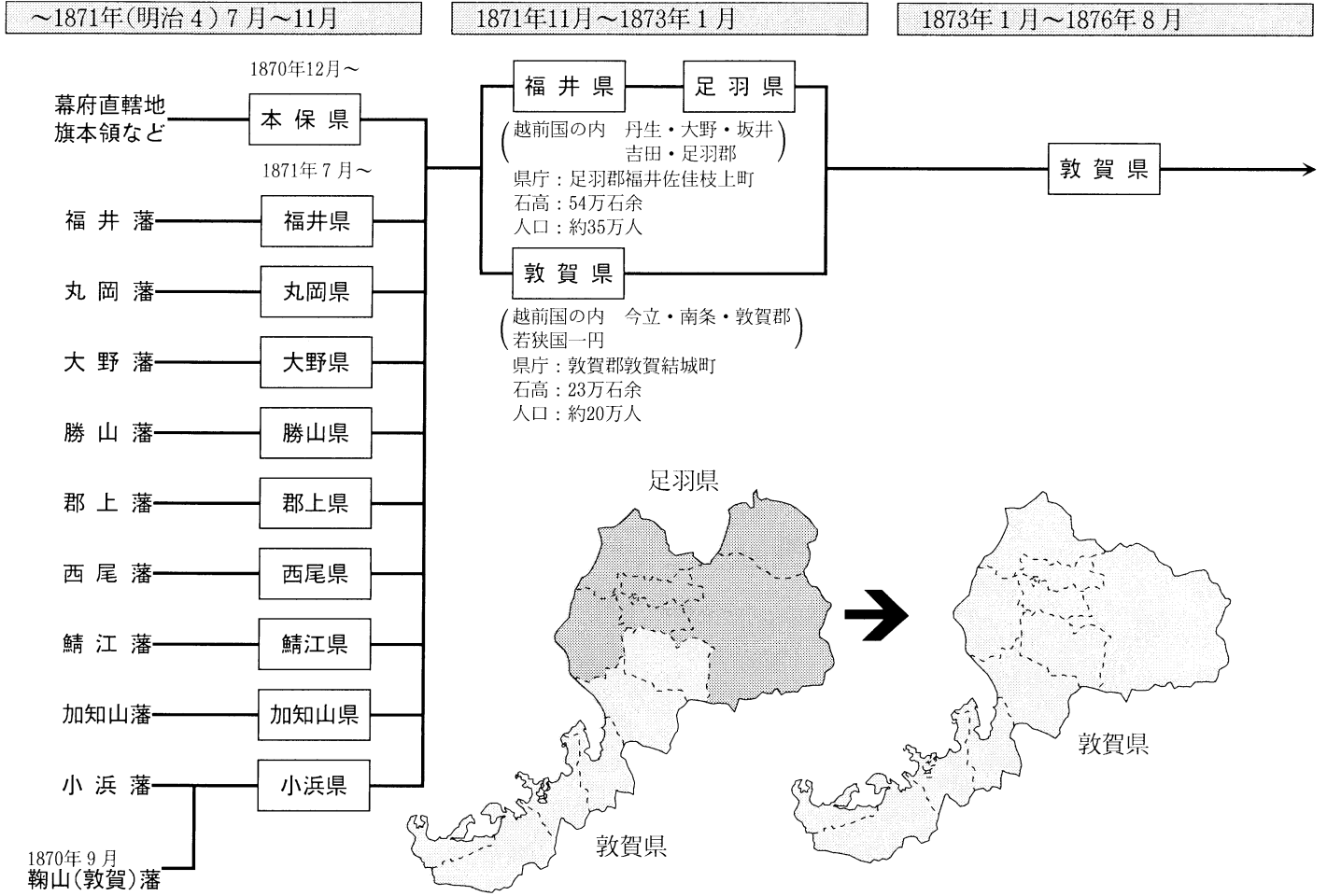
加越山地と中央山地北部の西側が、断層でおちて福井平野を形成し、その南には、丹生、南条、中央の3山地に包まれ、山ろくと島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両平野は文殊山の突出部で境されている。また、越美、白山、加越、中央の諸山地の間に陥没の大野盆地と勝山盆地があり、福井平野とは地溝状の九頭竜河谷でつながっている。これらの低地の内部は、いずれも河川の沖積物で埋められているが、大野盆地は九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積と、一部は火山噴出物で埋められている。武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、それぞれ緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。ただし福井平野の北部には洪積期の隆起により加越台地が、30~40mの高さで石川県南部に続き、北西には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、福井平野は軽い盆地状となり、湿田が多い。

嶺南地方は、木の芽山嶺西側から南下する柳ヶ瀬断層と、敦賀港東岸の河野断層とにより、嶺北より一段低くおちこみ、山地も700m~800mの定高性に下がっている。その上、若狭湾の陥没によって、リアス式海岸と幅狭い沈降山地を主体とする地勢となり、しかも小浜、熊川を結ぶ熊川断層線以東は、主に南北性の数多の断層できられ、琵琶湖から続く破碎帯となって小山塊に分裂されている。敦賀平野、三方平野、小浜平野はいずれもこの山塊の間の小平野であり、三方湖は、沈降山地の谷間に水を湛えた沈水湖である。

海岸線は、嶺南は代表的なリアス式海岸をなし、それに伴う豪壮な海食断崖が各所にみられる。敦賀湾東岸の若い断層海岸、干飯崎以北の隆起性の岩石海岸、三里浜砂丘、陣ヶ岡の安山岩柱状節理海岸、北潟砂丘など多彩に変化し、県下のほぼ全海岸が若狭湾国定公園、越前加賀海岸国定公園として指定をうけている。

4 藩 県 の 廃 置 分 合

福井県ができるまで



(『福井県史』資料編17 統計より)